

「保育者養成教育研究」編集要綱

(目的)

第1条 「保育者養成教育研究」(以下「本誌」という。)は、日本保育者養成教育学会(以下「本学会」という。)の研究誌であり、年1回以上発行する。

第2条 本誌は、保育者養成教育に関する質の高い多様な研究を掲載し、保育者養成教育の向上に資することを目的とする。

(掲載区分)

第3条 本誌の掲載区分は、「研究論文」とする。

2 編集委員会は、必要に応じ「その他」の区分を設けることができる。

3 編集委員会は、必要に応じ、本誌に特集を組むことができる。

(執筆者)

第4条 本誌に掲載する論文等は、少なくともその第1著者が本学会員であり、当該年度の学会費を投稿前までに納入することを要する。

(審査及びその方法)

第5条 原稿の掲載は、編集委員会の審査を経て行う。

2 編集委員会は、投稿された論文等について、編集委員の中から1名の担当者を定める。

3 編集委員会は、論文等について、その執筆者の専門分野又は隣接分野の研究者2名を査読者に出す。

4 原稿の掲載については、当該論文を担当した編集委員が、2名の査読者の審査結果に基づき、編集委員会で検討の上、判定を決定する。

5 その結果は、採用、修正して再審査、不採用に分けられる。採用は、小規模の修正を除き、執筆原稿のまま掲載する。修正して再審査は、執筆者によって修正された原稿が再提出された時点で再審査となる。不採用は、掲載を認めない。

6 本審査の判定方法は、査読者の判定結果に基づき、次のとおり行う。

① 第1回判定で、2名の査読者の審査結果に基づき、編集委員会で検討の上、判定結果を決定する。

② 修正して再審査の原稿は、審査者の指摘に応じて、修正(補足や変更など)を加えて、修正論文を提出することで再審査を受けることができる。ただし、再審査は2回までとする。

7 判定結果は、執筆者に通知する。修正して再審査の原稿は、期日までに再提出された場合、再び審査がなされ、採択、再度修正、不採択の判断がなされる。

(異議申立て)

第6条 執筆者は、審査結果に異議がある時には、編集委員会に対して、書面により異議を申し立てることができる。異議申立ての送付先は、以下の本学会事務局宛とする。

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-39-2-401 (株)ガリレオ学会業務情報化センター内
日本保育者養成教育学会事務局

- 2 異議申立ては、編集委員会が審査結果を執筆者に示した後 30 日以内に行う。
- 3 編集委員会は、異議申し立てのあった時には、速やかに編集委員会を開催し、その成否を審議する。審議に関して必要と認められる場合には、当初の判定の根拠となる査読を行った者以外の査読者を選び、再査読させることができる。
- 4 審議の結果は、書面により速やかに異議申し立て者に通知する。
- 5 修正意見に関する異議については、審議の経緯を異議申し立て者に通知のみとする。

(校正)

第7条 執筆者による校正は初校のみとする。校正時における内容修正は認めない。また、印刷の体裁は編集委員会に一任する。

(原稿不返還)

第8条 提出された原稿は、原則として返却しない。

(経費)

第9条 本誌の印刷に関する費用は本会の負担とする。ただし、図版や写真であって、印刷に特に費用の要するものは執筆者の負担とすることがある。

(著作権の譲渡)

第10条 編集委員会に投稿される論文等に関する著作権は、編集委員会に最終原稿が提出された時点から、原則として本会に帰属する。

附 則

この要綱は、日本保育者養成教育学会設立の日（平成 28 年 3 月 22 日）から施行する。

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。